# 平成22年度 東邦航空株式会社 安全報告書

この安全報告書は、航空法第111条の6の規定に基づいて作成したものです。

はじめに

平素は、東邦航空株式会社のヘリコプターや飛行機をご利用いただき誠にありがとうございます。

当社は事業の安全を確保するため、会社が定めた安全憲章に掲げる安全最優先の方針の下、 経営陣並びに社員一人一人が常に高い安全意識を持って行動し、安全管理規程に基づいて 構築された安全管理体制を積極的に推進することで、安全のシステム作りや安全文化を確 立させる取り組みを行っております。

また現場で発生した安全報告を積極的に収集分析して再発防止対策を策定するとともに、 適切なリスクマネージメントを行い、プロアクティブ対策を策定して事業の安全確保に役 立てております。

さらに安全管理体制の常なる改善のため、経営陣は現場メンバーと充分な双方向コミュニケーションを確保するとともに、安全管理体制の内部監査により見直しや改善を行い、新たな計画や方針を決定し実行する、所謂PDCAサイクルを適切に機能させ、事業の安全確保に全社一丸となって取り組んでおります。

私ども東邦航空株式会社を引き続きご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成23年9月1日

東邦航空株式会社 代表取締役社長 宇田川雅之 1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

私たちは、企業理念及び安全憲章を掲げ、全社員一丸となって、航空の安全確保に向けて取り組んでいます。

### 企業理念

安全安心を基礎に健全なる企業活動を通じて社会に貢献する。

「安全憲章」並びに「コンプライアンス憲章」に基づく企業活動を通じて 航空運送事業者としての企業価値の維持向上に努め、あわせてステーク ホルダーの全体最適を希求し、継続して社会の進歩発展に貢献する。

- ・安全安心と信頼に心を添えた企業活動を展開する。
- ・全社員の幸福を限りなく追求する。
- ・常に運航技術、整備品質向上に努める技術集団を育成する。
- ・誠実な姿勢で継続して事業活動を推進する。

#### 安全憲章

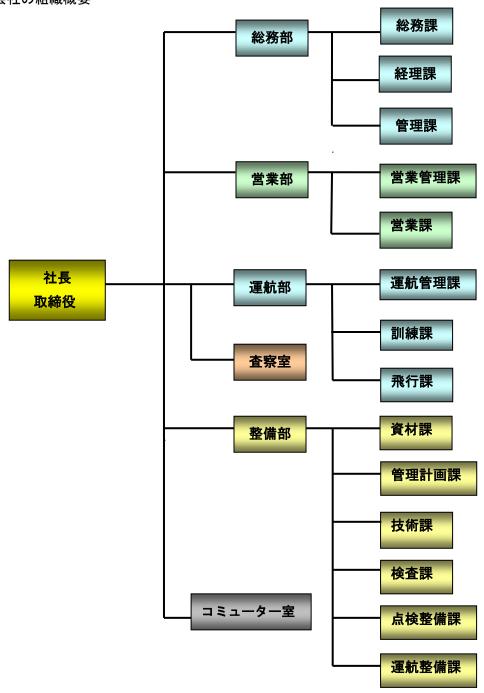
我々は、

安全運航の確保を全てに優先し、

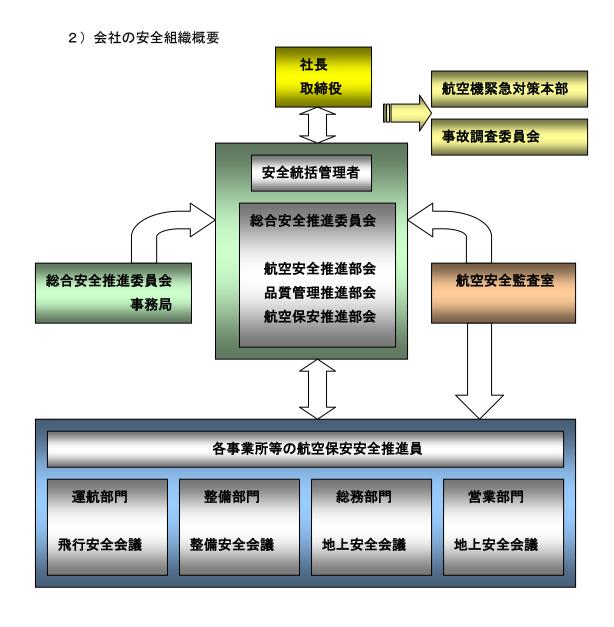
安全運航の維持が会社責務であり企業存続の礎であると捉え、

ここに安全運航の継続を誓う。

- 2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
  - 1) 会社の組織概要



-八丈島空港をベースにヘリコプターによるコミューター運航(東京愛らんどシャトル)を担当するコミューター室、お客様の窓口であります営業部、運航乗務員、運航管理担当者の所属する運航部、運航部員を審査する査察室、整備士の所属する整備部、会社の管理部門としての総務部があります。



- ー社長は安全に関する会社の最終責任者です。
- -安全統括管理者は会社の安全管理の取り組みを統括的に管理する責任と権限 を有しています。
- 一総合安全推進委員会は社長の安全担当機関として設置され、会社の安全管理の中枢を担っています。また内部部会として、航空安全推進部会、品質管理推進部会、航空保安推進部会を包括し、会社の安全、品質、保安についての総合的な安全推進をとり行います。
- 一総合安全推進委員会事務局は、総合安全推進委員会事務を所掌します。
- 一飛行安全会議、整備安全会議、地上安全会議は、夫々の部門長が主管し、安 全確保並びに対策について検討します。

- 航空安全監査室は運航業務全般にわたる安全に係わる組織、制度、規程など の安全管理体制並びに運航整備等の業務が定められた手順に沿って実施され、 当該手順が有効に機能しているかを定期的にチェック、改善するため、内部 監査の計画、監査の実施、監査結果の評価を行います。

# 3) 安全組織の人数(社内兼務を含む)

一総合安全推進委員会	6名
<b>-総合安全推進委員会事務局</b>	4名
一航空安全推進部会	4名
一品質管理推進部会	4名
一航空保安推進部会	4名
一航空安全監査室	4名
-安全会議(主管者)	6名

### 4) 運航乗務員、整備従事者、運航管理担当者の数

一運航乗務員 49名(機長数)

路線機長 5名

-整備従事者 81名(有資格整備士)

一運航管理従事者 41名

路線運航管理者 5名(航空法第78条 資格者 2名)

(東京航空局認定者 3名)

運航管理担当者15名運航担当者21名

### 5)委託業務

伊豆諸島地域における路線を定めた旅客輸送において、運航管理補助業務並び に地上旅客取扱業務を寄港地の島の役場等に委託しています。

当該業務に従事する各島の担当者は、必要とする無線資格取得者で且つ当社に おける教育訓練を終了し運航担当者として発令を受けた者で、当社の運航基準 並びに安全基準に従って業務が実施されています。

### 3. 日常運航の支援体制

- 1) 運航乗務員、整備従事者及び運航管理担当者の定期訓練及び審査の内容
  - -運航乗務員については、運航に必要な知識及び技能、そして緊急時における 的確な対応措置がとれる能力を維持向上させるために定期的な訓練(年1回、 路線運航を担当する操縦士は機種毎)として学科訓練と飛行訓練を実施して います。また、定期訓練とは別に定期審査が行われ、運航乗務員として運航 業務に従事するには、この審査に合格することが必要です。
  - 整備従事者については、確認整備士に対して3年毎のリカレント訓練を実施 しています。
  - -運航管理従事者については、運航管理業務の知識及び新たな運航関連情報についてのフォローアップや技能の維持向上のため、定期的な訓練(年1回)を行っています。
- 2) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバック体制
  - -総合安全推進委員会において、運航業務全般にわたる安全対策上重要な課題についての審議、確認、検討、決定を行い、各部門を通じて現場にフィードバックしています。総合安全推進委員会事務局は、各部門から報告のあった安全報告や不具合報告、ヒヤリハット情報としての自発的報告など、収集した情報を取り纏めて「安全情報」として社内周知、フィードバックしています。「安全情報」は社内業務メールの他、社内イントラネットにデジタルシステムにて掲示され、どこでも閲覧、プリントができるようになっています。
  - -本社にて日々開催される4部門(総務、運航、整備、営業)の総合ディリー ミーティングにおいても、「安全情報」についての情報共有を図っています。
  - ー運航乗務員や運航管理担当者は、日々のモーニングブリーフィングとイブニングブリーフィングにて「安全情報」を周知確認しております。
  - 日常の運航業務における機長報告や不具合報告、ヒヤリハット情報としての 自発的報告などは各部門にて検討対策して、部門内通知され、併せて総合安 全推進委員会事務局に報告しています。

# 3) 安全に関する社内啓発活動等の取り組み

- -総合安全推進委員会が、社内全般にわたる安全に係る予防措置を策定し、社 員の安全意識の高揚と、安全運航の徹底を図っています。
- 一飛行安全会議、整備安全会議、地上安全会議を開催し、安全確保並びに対策 についての情報交換や安全講習を実施しています。
- 一過去の航空事故の風化を防ぎ、また社員の安全意識の高揚、維持継続を図るため、社内イントラネット上に過去事故の社内開示を行っています。また、過去に発生した航空事故については、毎年同日に「安全情報」として社員に通知しています。

# 4. 使用している航空機に関する情報

種類	航空機型式	機数	座席数	平均年間飛行時間 (H22年度)	導入(製造) 年月日	平均機齢
固定翼機	セスナ式 172Nラム型	1	4	88:05	1979/05/21	31.9
	セスナ式 172P型	2	4	246:27	1981/06/18	27.3
	平均計	3				
回転翼機	アエロスパシアル式 SA315BアルウェットⅢ型	2	5	382:49	1978/02/14	33.1
	アエロスパシアル式 AS350B型	7	6	139:57	1986/09/03	21.7
	アエロスパシアル式 AS350B2型	1	6	43:40	1991/08/14	19.6
	ユーロコプター式 AS350B3型	1	6	484:10	2007/10/26	3.4
	アエロスパシアル式 AS355F2型	4	6	84:53	1982/02/17	22.1
	アエロスパシアル式 AS355N型	1	6	78:51	1993/03/10	18.1
	アエロスパシアル式 AS365N1型	2	14	194:15	1988/01/27	22.7
	アエロスパシアル式 AS365N2型	1	11	194:15	1990/12/21	20.3
	アエロスパシアル式 AS332L型	1	23	412:45	1987/10/26	23.4
	シコルスキー式 S-76C型	2	11	539:20	2000/09/01	6.6
	ユーロコプター式 EC135T1型	1	8	63:30	2000/07/20	10.7
	ューロコプター式 EC135P1型	1	8	42:05	1997/02/25	14.1
	平均計	24				

# 5. 運航状況に関する情報

1) 平成22年度の伊豆諸島地域における路線を定めた旅客輸送の実績

# 一運航機種別飛行時間

・シコルスキー式S76C+型

465時間27分

・シコルスキー式S76C++型

5 4 8 時間 1 4 分

# 2) 区間別就航率

区間	計画便数	就航便数	就航率
八丈島-青ヶ島	790	702	88.9%
八丈島-御蔵島	7 3 0	689	94.4%
三宅島一御蔵島	7 3 8	697	94.4%
三宅島一大 島	7 3 7	693	94.0%
大 島-利 島	7 4 6	662	88.7%

# 3) 区間別搭乗率

区間	計画便数	就航便数	就航率
八丈島-青ヶ島	790	702	88.9%
八丈島-御蔵島	730	689	94.4%
三宅島一御蔵島	7 3 8	697	94.4%
三宅島一大 島	7 3 7	693	94.0%
大 島一利 島	7 4 6	662	88.7%

6. 法第111条の4に規定に基づく報告に関する事項

該当事例はありません

7. 平成22年度に輸送の安全を確保するために講じた措置

### 一安全管理体制

本社、支社、事業所毎に安全ミーティングを定期的に開催して意見交換を 行い、総合安全推進委員会において収集された不具合事例等の分析を実施 した上で部門間での共有化を図り安全情報として全社員に周知しました。

### 一運航部門

航空保安情報、運航安全情報、技術情報等運航の安全に係わる各種情報を 関係者に周知徹底を図るとともに、防災や物輸業務の担当者による安全会 議を開催し、活発な意見交換を行い安全意識の高揚を図りました。

#### 一整備部門

不安全事象・不具合事項を周知する為、「東邦整インフォメーション」の発 行を行いました。

整備安全会議を開催し、不安全事象・不具合事項に対する再発防止策の再確認およびエンジンメーカーのセミナー情報の共有を図りました。

社内および外部によりヒューマンファクター教育を継続して実施しました。

### 一総務営業部門

安全会議を開催し、安全運航に対する意識の共有を図りました。

- 8. 平成23年度における安全目標
  - 1) 安全に関する経営目標並びに重点施策
    - 事故絶無
    - ・安全管理規程の確実な実施
    - 社内情報伝達体制の活性化

### 2) 部門別安全重点施策

# (1) 運航部門

報告制度の環境を整備し報告しやすくすることによって報告件数の増加を 図るとともに、各部員から出された不安全事象等の報告を部全体で共有し、 その対策を検討することで安全に対する意識の改革を行い、安全運航に寄与 させる。

### (2)整備部門

不安全事象報告のレスポンス向上(ヒヤリハット報告解析の充実)を図り、 原因(要因)分析を速やかに実施し、その対策を部内共有する。

#### (3)総務営業部門

安全・安心な快適職場を構築するため、地上作業の安全ルール徹底により 労働災害ゼロを目指すとともに、メンタルヘルスチェックや安全衛生教育等 を実施し、職場環境の向上に努める。

以上